

○職場環境改善計画助成金に関するQ & A

1 助成対象事業者について

Q 1 - 0 1 助成金を受けるための要件は何ですか。

A 1 - 0 1 具体的な申請要件は、職場環境改善計画助成金の手引（平成 30 年度版）の 1 頁をご覧ください。

Q 1 - 0 2 「労働者数の制限なし」とありますが、事業場単位で申請できますか？それとも企業単位の申請になりますか。

A 1 - 0 2 職場環境改善計画助成金は事業場単位での申請となります。また、労働保険の適用事業場となっていることが条件となります。

2 助成対象事業について

Q 2 - 0 1 要件に「ストレスチェック実施後の集団分析を実施していること。」とありますが、ストレスチェックやその後の集団分析に関係なく職場環境改善計画を作成・実施した場合は助成金の支給対象となりますか。

A 2 - 0 1 支給対象にはなりません。この助成金は、ストレスチェック制度

の普及・定着を企図しているものであり、ストレスチェック実施後の集団分析に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に支給対象となります。

Q 2 - 0 2 【Aコース】と【Bコース】の違いは何ですか。

A 2 - 0 2 【Aコース】は、専門家（産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー・臨床心理士等心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士）の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合にその指導費用と機器・設備購入費が支給対象となり、【Bコース】は、産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員の助言・支援（無料）を受けて、職場環境改善計画を作成・実施した場合となりますので、機器・設備購入費のみが支給対象となります。

同一年度中に【Aコース】と【Bコース】それぞれ申請することは出来ませんのでご注意ください。

Q 2 - 0 3 【Aコース】の要件に「平成 29 年度以降、専門家と職場環境改善指導に係る契約を締結していること。」とありますが、平成 28

年度以前に契約を締結している場合は、支給対象となりますか。

A 2 - 0 3 支給対象にはなりません。平成 29 年度以降に専門家と職場環境改善指導に係る契約を締結していることが要件になります。

Q 2 - 0 4 【Bコース】の要件に「平成 29 年度以降、訪問したメンタルヘルス対策促進員からストレスチェック実施後の集団分析結果の見方やストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善手法について助言・支援を受けていること。」とありますが、平成 28 年度以前にメンタルヘルス対策促進員から職場環境改善の助言・支援を受けている場合は、支給対象となりますか。

A 2 - 0 4 支給対象にはなりません。平成 29 年度以降にメンタルヘルス対策促進員から職場環境改善の助言・支援を受けていることが要件になります。

Q 2 - 0 5 ストレスチェックは実施したが、集団分析は行わなかった場合で、専門家の指導により職場環境改善計画を作成・実施した場合の指導費用や機器・設備購入費は支給対象となりますか。

A 2 - 0 5 集団分析を行っていない場合は、支給対象にはなりません。スト

レスチェック実施後の集団分析を行った上で、それを踏まえて職場環境改善計画を作成・実施した場合に支給対象となります。

Q 2 - 0 6 機器・設備購入費ではなく、メンタルヘルスに関する個人相談等に要した費用は支給対象になりますか。

A 2 - 0 6 支給対象にはなりません。

Q 2 - 0 7 【Bコース】でメンタルヘルス対策促進員の電話による助言のみでも職場環境改善計画書を作成・実施した場合、機器・設備購入費は助成金の支給対象となりますか。

A 2 - 0 7 支給対象にはなりません。メンタルヘルス対策促進員の助言・支援に当たっては、事業場への訪問を想定しており、申請書類として、メンタルヘルス対策促進員の事業場訪問日を示す書面を求めることとしています。また、メンタルヘルス対策促進員が職場環境改善計画書に基づく改善状況を確認する必要もあることから、電話による助言のみの場合は、支給対象になりません。

Q 2 - 0 8 観葉植物は助成金の支給対象となりますか。

A 2 - 0 8 支給対象にはなりません。観葉植物を含む動植物にかかる購入

費用に関しては、機器・設備とは認められません。

また、時間の経過とともに消失し、職場環境改善効果がなくなる消耗品についても認められません。

3 助成対象経費について

Q 3 - 0 1 助成金額について教えてください。

A 3 - 0 1 【Aコース】は、専門家の指導費用及び機器・設備購入費の実費について10万円を上限に支給することとなりますが、このうち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内ものとなっています。従って、機器・設備購入費の支給申請がなかった場合には、指導費用に対する助成として10万円を上限に支給することとなります。【Bコース】は、機器・設備購入費の実費について5万円を上限かつ単価5万円以内ものについて支給することとなります。

単価5万円以上の機器・設備購入費は対象となりませんのでご注意ください。

なお、【Aコース】【Bコース】を通して機器・設備購入費の助成は将来にわたって1回限りとなります。

Q 3 - 0 2 機器・設備購入費は「単価 5 万円以内のもの」とありますが、この「単価」とは税込み単価のことですか。

A 3 - 0 2 税込み単価です。

Q 3 - 0 3 機器・設備購入費は「5 万円を上限かつ単価 5 万円以内のもの」とありますが、単価 1 万円のを 5 個購入した場合は支給対象となりますか。

A 3 - 0 3 支給対象となります。

Q 3 - 0 4 機器・設備購入費は「5 万円を上限かつ単価 5 万円以内のもの」とありますが、単価 2 万円のを 5 個購入した場合は支給対象となりますか。その場合の助成額はいくらになりますか。

A 3 - 0 4 単価 2 万円のを 3 個購入分までは支給対象となります。この場合、助成額は 5 万円となります。(単価 5 万円以内のものの合計が 5 万円を超える場合、5 万円を超えることとなる個数までが支給対象となり、助成額は上限の 5 万円となります。)

Q 3 - 0 5 機器・設備購入費用の助成について、「機器・設備購入費の実費

を支給」とありますが、実費の中には、機器購入の場合の送料や
設備購入の場合の設置料や送料は含まれますか。

A 3 - 0 5 送料や設置料は含まれません。機器・設備とも、機器自体、設備
自体で、単価5万円以内のものが支給対象となります。

Q 3 - 0 6 【Aコース】の専門家は、産業医等の医師、保健師、看護師、精
神保健福祉士、産業カウンセラー・臨床心理士等の心理職、労働
衛生コンサルタント、社会保険労務士とありますが、「等の心理
職」の「等」には、ほかにどのような資格が含まれますか。

A 3 - 0 6 「等の心理職」の「等」には、キャリアコンサルタント（キャリ
アカウンセラー）、シニア産業カウンセラー、公認心理師（公認
心理師法による国家資格）が含まれます。

Q 3 - 0 7 「ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、」とありますが、
平成29年度に実施したストレスチェックの実施後の集団分析で、
集団分析自体を平成29年度に行っている場合は、支給対象とな
りますか。

A 3 - 0 7 支給対象となります。但し、【Aコース】は、専門家との契約実

施対象期間が平成 30 年度以降のものであること、【Bコース】は、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援が平成 30 年度以降のものであることが、助成金支給の要件となります。

4 申請について

Q 4 - 0 1 機器・設備購入費の助成について、単価 1 万円のを 5 年度に分けて申請できますか。

A 4 - 0 1 できません。機器・設備購入費の助成金の支給は、将来にわたって 1 回限りとなっています。

Q 4 - 0 2 機器・設備購入費の助成について、1 万円分しか申請しなかった場合、その後、残り 4 万円分について申請できますか。

A 4 - 0 2 できません。機器・設備購入費の助成金の支給は、将来にわたって 1 回限りとなっています。5 万円以内でまとめて 1 回で申請していただくこととなっています。

Q 4 - 0 3 1 年度に複数回申請することはできますか。

A 4 - 0 3 できません。1 事業場 1 年度 1 回のみの申請となります。